

別表1（第3条第2項関係）

加入金徴収基準及び払い込み方法

1 加入金徴収基準

区 分	金 額
普通会員	5,000円
特別会員	5,000円

但し、会員区分の変更については加入金を徴収しない。

2 加入金の払い込み方法

加入と同時に一括現金払

附 則

この基準の一部変更は、令和4年4月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。